

平成29年第5回教育委員会会議記録

平成29年3月30日（木）

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 議案第1号 八雲町立学校管理規則の一部を改正する規則
- 日程第 3 議案第2号 八雲町学校運営協議会規則
- 日程第 4 議案第3号 学校運営協議会の設置について
- 日程第 5 議案第4号 教育財産（教員住宅）の所管替えについて
- 日程第 6 報告第1号 八雲町立学校職員服務規程の一部改正について
- 日程第 7 報告第2号 平成28年度八雲町立中学校卒業生の進路決定状況について
- 日程第 8 報告第3号 平成28年度八雲高等学校卒業生の進路内定状況について
- 日程第 9 その他

◎出席者

教育長	田 中 了 治
委員	松 永 正 実
委員	羽 田 圭 吾
委員	藤 内 智 子
委員	神 原 伸 哉

◎出席した説明者

学校教育課長	荻 本 和 男
学校教育課参事	本 庄 伯 幸
学校教育課長補佐	佐々木 裕 一
学校教育課総務係長	松 浦 真理子
学校教育課施設係長	上 野 誠
社会教育課長	足 立 直 人
図書館次長	佐々木 一 也
体育課管理係長	鈴 木 和 弘
学校給食センター所長	小 栗 由美子

【開会 午前10時00分】

◎開会・開会宣言

○教育長 本日、第5回教育委員会会議を招集いたしました。出席ご苦労様です。

本日の出席者は5名です。定足数の出席を認めます。よって、平成29年第5回八雲町教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議日程は、お手元に配布のとおりです。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員に、藤内智子委員を指名いたします。

◎日程第2 議案第1号

○教育長 日程第2 議案第1号「八雲町立学校管理規則の一部を改正する規則」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 議案第1号八雲町立学校管理規則の一部を改正する規則について説明いたします。議案書1ページをお開き下さい。

この度の改正は、北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則が制定され、本年2月28日から施行されたことから、八雲町立学校管理規則について北海道立学校管理規則と同じ趣旨の改正を行おうとするものであります。具体的な改正の内容は、学校教育課長補佐から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○学校教育課長補佐 教育長。

○教育長 学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐 この度の改正の趣旨は、学校職員の人事異動の円滑な遂行を図ることを目的とした改正であり、改正前は、辞令を受けた後に事務の引継及び赴任に伴う旅行を開始することとされておりましたが、改正後は、「発令通知書」により、発令日の前日、つまり辞令を受ける前日に異動前の所属において校長等が口頭により発令することで、その発令後に、事務の引継及び赴任に伴う旅行を開始することが出来るように道教委が一部改正を行ったことから同様に改正するものであります。

それでは、具体的な改正内容について説明いたします。議案書1ページの新旧対照表をご覧ください。

改正部分は、下線の部分でございますが、第27条第1項の条文中、「(配置替え、転補等をいう。以下同じ。)」を削除し、「辞令」を「発令の通知」に改めるものです。

また、第28条第1項の条文中、「退職、転任等の辞令を受けたとき」を「転任、休職、退職等の場合に」に改めるものです。

附則として、この規則は平成29年3月30日から施行することとしております。

以上、簡単ですが、「八雲町立学校管理規則の一部を改正する規則」についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 よろしいでしょうか。無ければ、議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3 議案第2号

○教育長 日程第3 議案第2号「八雲町学校運営協議会規則」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 議案第2号八雲町学校運営協議会規則についてご説明いたします。議案書2ページをお開き下さい。

規則の第1条は、この規則の趣旨で地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、八雲町立学校に設置する学校運営協議会に関し、必要な事項を定めるものです。

第2条は、第1項で教育委員会は中学校区ごとに一の協議会を置くことができるとし、2項で、協議会は、各中学校区の二以上の小学校及び中学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し協議する機関とすることとしています。

第3条は、対象学校が毎年度協議会の承認を得るものを第1号から第6号に定めております。第1号は対象学校の教育目標及び学校経営方針に関する事、第2号は対象学校の教育課程の編成に関する事、第3号は対象学校の組織編成に関する事、第4号は対象学校の予算の編成及び執行に関する事、第5号は対象学校の施設、設備の管理及び整備に関する事、第6号はこれらの事項の前年度運営実績報告に関する事としております。第2項ですが、対象学校の校長は、前項で協議会の承認を得た基本的な方針に沿ってその権限と責任において学校の運営を行うものとしております。

第4条は、協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べる事ができるとしてありますが、第2項で協議会は、当該対象学校の職員の採用その他任用に関する事項について、任命権者に対して意見を述べる事ができるとしているところですが、道費負担教職員であるときは、教育委員会を経由するものとしております。

第5条は、委員に関する規定で、委員の定数は10人以内とし、3ページの第1号から第5号にありますとおり、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童生徒の保護者、対象学校の校長、対象学校の教職員、その他教育委員会が適当と認める者を教

育委員会が任命することとしております。第2項は、前項第1号、第2号、第4号の委員については、当該対象学校の校長が教育委員会に推薦することとしております。第3項は、委員の公募について定めております。第4項、第5項を省略させていただいて、第6条で、委員の任期は1年とするとしております。

第7条については、守秘義務等について定めたものでございます。

第8条は、会長及び副会長に関する規定ですが、校長及び教職員は会長及び副会長に選出できないこととしております。

次に第9条は、協議会の会議についての規定を定めております。4ページをお開き下さい。第5項、第6項は、委員以外の教職員や第三者が会議に出席し、意見を聞くことができることとしています。

第10条は、会議の公開について定めました。

第11条は、協議会が対象学校の運営について、地域住民の理解、協力、参画が促進されるよう努めなければならないとし、第2項で地域住民に対してその活動状況を積極的に発信すること、意見要望を把握し、運営に反映するよう定めております。また、第3項で協議会は、対象学校の運営状況について点検及び評価を行うこと、第4項で各年度終了後速やかに教育委員会に対して協議会運営状況を報告することを定めております。

第12条は、教育委員会の協議会に対する指導・助言について定めております。

第13条は、協議会が運営に必要な事項を定めることや協議会に部会等の必要な組織を置くことができることを定めております。

第14条は、委員の解任についての規定です。

5ページの第15条ですが、教育長の委任について定めております。

附則としてこの規則は、平成29年4月1日から施行することとしております。

以上、飛ばしながらの説明だったのですが、八雲町学校運営協議会規則の説明といたしますので、よろしく願いいたします。

○教育長 今回ぎりぎり間に合ったのですが、何日だったか事務局から補足説明願います。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 この規則の基になっている地方教育行政の組織及び運営に関する法律で地教委は学校運営協議会を指定することができるという法律はありました。その場合、運営協議会規則については教育委員会規則で定めるということがもともとの法律にあったのですが、今説明した以外の部分では1つにはその「指定することができる」が学校運営協議会を「置くように努めなければならない」という地教委のコミュニティスクールの導入が努力目標になりました。その法律改正が、1月20日くらいに閣議決定が終わっていたのですが、実はその後、今の国会の様々な問題がありまして、今週月曜日27日にこの法律改正が参議院で議決されたということで、ぎりぎりのタイミングで4月1日施行の改正になりました。それで、この後の議案に出てくるのですが、4月1日付けで落部中学校区で運営協議会を設置してスタートしたいものですから、本日急にお集まりいただいてその

協議会の規則を制定させてもらって、4月1日から八雲町でも導入という形で進めたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○教育長 規則の制定についての経緯も説明してもらいましたが、何か質問はございませんか。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 会議を年何回行うというような規定はないのでしょうか。

○学校教育課参事 教育長。

○教育長 学校教育課参事。

○学校教育課参事 特に会議の回数の定めはしておりません。と言いますのは、それぞれの地域やコミュニティの中で必要な話し合い等もあるでしょうから何回とは決めておりませんが、おおよそ一般的には3回以上にはなるのではないかと考えております。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 回数についてはわかりました。もう1点ですが、今学校評議員制度がありますが、この制度との並立をするのでしょうか。それとも評議員制度はなくなるのでしょうか。

○学校教育課参事 教育長。

○教育長 学校教育課参事。

○学校教育課参事 ただ今の件につきましては、学校評議員の役割や業務については全てこの学校運営協議会に移行することになりますので、学校評議員制度というのは休止ということになるかと考えております。

○教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 議案第3号

○教育長 議案第3号「学校運営協議会の設置について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 議案第3号学校運営協議会の設置について説明いたします。議案書6ページをお開き下さい。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6第1項及び先程、審議・議決をいただいた八雲町学校運営協議会規則第2条第1項の規定に基づき、学校運営協議

会を設置するものであります。

対象学校は、八雲町立落部中学校及び八雲町立落部小学校の2校で一つの学校運営協議会を設置するものです。設置年月日は、本年4月1日付けとするものです。

以上、簡単ですが、議案第3号の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

○藤内委員 教育長。

○教育長 藤内委員。

○藤内委員 この学校運営協議会というのをよくわかっていないのですが、つまり4月1日からは各中学校区ではなく、落部中学校区のみ協議会を置くということによろしかったですでしょうか。

○学校教育課参事 教育長。

○教育長 学校教育課参事。

○学校教育課参事 この学校運営協議会いわゆるコミュニティスクールについては、八雲町の場合は、まず平成29年度に落部中学校区で先行実施、平成30年度に全中学校区で導入するという方向で進んでおります。

○藤内委員 教育長。

○教育長 藤内委員。

○藤内委員 その運営協議会というのは、コミュニティスクールと同じことを指しているということによろしいでしょうか。

○学校教育課参事 教育長。

○教育長 学校教育課参事。

○学校教育課参事 いわゆるコミュニティスクールというのは、学校運営協議会を置く学校ということでございます。

○教育長 学校運営協議会を小学校へ置く、中学校へ置くというのを1つにできるということですよ。よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第3号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5 報告第4号

○教育長 日程第5 議案第4号「教育財産(教員住宅)の所管替えについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 議案第4号教育財産(教職員住宅)の所管換えについて説明いたします。議案書7ページをお開き下さい。

本件は、教職員住宅の所管換えについて議決を求めるものであります。8ページの別紙をご覧ください。所管替えしようとする教職員住宅は、中段に記載の八雲町黒岩117番地1の1棟1戸で、昭和51年建築のブロック造り平屋建てで、床面積は59.20㎡です。

この住宅は、黒岩中学校の教職員住宅として整備されたものですが、閉校後、平成26年9月以降は入居者が無く、今後も教職員の入居を見込むことが困難なことから、普通財産へ種別換えを行い、町総務課において町民への賃貸又は譲渡を行い遊休施設の有効活用を図ろうとするものであります。所管替えを受ける財産管理者は、八雲町総務課。所管替えの年月日は、本年4月1日としております。

以上、議案第4号の説明といたします。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 よろしいでしょうか。無ければ、議案第4号を原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 報告第1号

○教育長 報告第1号「八雲町立学校職員服務規程の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 報告第1号八雲町立学校職員服務規程の一部改正について説明いたします。議案書9ページをお開き下さい。

この度の改正は、議案第1号と同様に北海道立学校管理規則の一部改正により、北海道立学校職員服務規程の一部を改正する教育長訓令が制定され、本年2月28日から施行されたことから、八雲町立学校職員服務規定についても道教委と同じ趣旨の改正を行いましたので報告するものです。具体的な改正の内容は、学校教育課長補佐から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○学校教育課長補佐 教育長。

○教育長 学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐 この度の改正の趣旨については、議案第1号と同様でありますので、具体的な改正内容について説明いたします。議案書10ページの新旧対照表をご覧ください。

改正部分は、下線の部分でございますが、第9条の条文中、「辞令」を「発令の通知」に改めたものです。

また、第10条第1項の条文中、「転任若しくは休職され、又は失職し、若しくは退職し、

又は免職されたとき」を「転任、休職、退職等の場合に」に文言を改めたものです。

同条第2項についても、条文中の文言を第1項の同内容に改めたものです。附則として、この訓令は平成29年3月30日から施行することとしております。

以上、簡単ですが、「八雲町立学校職員服務規程の一部改正」についての説明といたします。よろしくお願いたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第1号は報告済みといたします。

◎日程第7 報告第2号

○教育長 日程第7 報告第2号「平成28年度八雲町立中学校卒業生の進路決定状況について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 平成28年度八雲町立中学校卒業生の進路決定状況について、議案書12ページの一覧表で説明させていただきます。

まず落部中学校ですが、本年度卒業生数は22名で、そのうち八雲高校普通科へ10名、函館工業高校1名、函館水産高校へは推薦で2名進学しておりますが、いずれも漁業後継者でございます。森高校へ6名、今金高等養護学校1名、札幌南陵高校へ1名進学しておりますが、姉が札幌に居るということで札幌への進学となっております。私立では、函館ラ・サール高校へ1名ということで卒業生22名全員が進学ということとなっております。

野田生中学校は、10名の卒業で、八雲高校普通科へ7名、函館商業高校へ推薦で1名、七飯養護学校へ1名、私立では函館大谷高校へ1名ということで野田生中学校についても10名全員が進学ということで決定しております。

次に八雲中学校ですが、卒業生数は82名、そのうち八雲高校は普通科へ58名、総合ビジネス科へ7名の計65名となっております。市立函館高校へ1名、函館稜北高校へ1名、函館高専へ2名は、いずれも推薦で決定しております。七飯高校へ2名おりますが、バレーボールによる推薦でございます。北広島西高校へ1名おりますが、保護者の転勤によるものでございます。伊達高等養護学校へ1名、道外では沖縄浦添高校へ1名進学しておりますが、これについても保護者の関係でと聞いております。私立ですが、函館有斗はサッカーで1名、特進1名の計2名となっております。函館柏稜は野球による推薦で1名、函館大妻はテニスによる推薦で1名、函館ラ・サール1名、道内では苫小牧中央高校はサッカーによる推薦で1名、札幌光星高校は一般入試で1名進学でございます。八雲中学校で1名未定の生徒がおりますが、この生徒は不登校の生徒で通信制の高校を予定しているとのことですが、まだ未定ということ。中学校では、現在も家庭訪問を続けて対応しているという状況です。

次に熊石第一中学校ですが、11名の卒業生のうち八雲高校普通科へ2名です。函館西高校1名、稜北高校1名、工業高校1名、函館高専1名、その他では江差高校1名、大麻高校へ1名おりますが、大学生の姉が大麻にいるということで大麻高校へ進学するとのことです。千歳も1名おりますが、英語の勉強ができるということで本人が選択したとのことです。私立では、函館遺愛高校1名、函館清尚高校1名で11名全員が進学ということでございます。

熊石第二中学校は4名の卒業生で、市立函館1名、工業高校1名、江差高校1名、岩見沢農業1名ですが農業後継者ということで4名全員進学することになっております。

以上129名の卒業生のうち、進路未定者は1名という状況でございます。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第2号は報告済みといたします。

◎日程第8 報告第3号

○教育長 日程第8 報告第3号「平成28年度八雲高等学校卒業生の進路内定状況ついて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 報告第3号平成28年度八雲高等学校卒業生の進路内定状況について、議案書14ページの一覧表で説明させていただきます。

まずこの進路状況の資料ですが、平成29年2月末の資料となっております。その後、数字が変わっておりますが、2月末の数字で説明させていただきます。

まず、進学関係ですが、大学については国公立大学4名を始めとする21名が合格しております。他に昨年の卒業生で1名が欄外に記載しておりますが、札幌医科大学医学部医学科へ合格しております。短期大学へは7名、看護学校へは5名の進学の状況ですし、議案書は15ページになりますが、専修学校・各種学校については31名が進学の予定となっております。16ページは就職の状況でございます。就職希望者が19名いる中、半数以上の11名が八雲町内へ就職という状況になってございます。就職者の内訳ですが、公務員は陸上自衛隊の2名のみとなっております。その他民間企業については、記載のとおり企業となっております。最後の進路別決定状況の表ですが、当時の未定者が男子14名、女子11名おりましたが、この内訳ですが男子で進学希望者が13名、就職希望者が1名、女子の内訳は進学希望者が8名、就職希望者が3名という状況になってございますが、現在の状況を八雲高校に確認してございます。未定の中で、進学希望者の中に希望の学校に合格できなかったため、浪人を決めた者もいるということで、この進学・就職の枠に入らない者もいるということですが、現在進路が未定の者は、女子1名のみという状況になっているということでございますのでご報告させていただきます。以上です。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 八雲高等学校卒業生の進路内定状況については、毎年中間報告だけで最終報告というのが出てこないのですが、4月になれば確定するわけですから、この後一般入試とか受けている生徒の状況も分かったうえで報告していただいた方がすっきりします。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 今までは卒業前の教育委員会会議で進路予定ということで報告させていただいておりました。この数字が教育委員会で把握できるのは、2月に中高連絡会議を行い、その際にいただいた資料で報告させていただいておりました。中高連絡会議を年度が明けて5月に毎年開催し、その際に中・高に最終的な進路の決定状況を報告してもらいます。今回、報告のタイミングがずれたものですから中途半端な報告となっております。今、松永委員からあったとおり、中途半端な情報をお知らせするよりも5月の中高連絡会議が終わった後の確定した数字を6月以降の教育委員会会議で報告するという方法もできると思いますので、報告のタイミングを含めて事務局で検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 できるのであれば最終的に決定した資料をいただきたいと思います。

○教育長 そうすると、この中間報告は必要ないということで解釈してよろしいですか。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 中間報告があってもいいと思いますが、大事なのは最終的に確定した報告の方だと思います。この中間報告がこの時期に必要なかどうかは私には判断できません。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 先ほど説明しましたとおり6月以降であれば教育委員会会議に確定した数字を報告することは可能ですので、そのようにしていきたいと思います。この2月末までの状況が必要かどうかは内部で検討させていただきたいと思います。

○教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

○藤内委員 教育長。

○教育長 藤内委員。

○藤内委員 大変だとは思いますが、よく保護者の方から聞くのですが、八雲高校の卒業生の進路状況はあるのですが、町外の高校にも出ていく方もいると思いますが、八雲町内の中学校を卒業して町外の学校に進学した方のその後の追跡というのは無理なのでしょうか。

○学校教育課長 教育長。

- 教育長 学校教育課長。
- 学校教育課長 それは、難しいです。
- 教育長 暫時休憩します。

【休憩】

○教育長 再開します。今後、6月以降に確定した段階で公表するという方向で検討することをご理解いただきたいと思います。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第3号は報告済みといたします。

◎日程第9 その他

○教育長 日程第9 その他ですが、事務局から何かありますか。

(「なし」という声あり)

◎閉会の宣言

○教育長 無いようですので、本日の会議に提出した議案等の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成29年第5回教育委員会会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

【閉会 午前10時53分】